4　通知福島県は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十九条第二項に定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5　経済産業大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、交付金事業ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一　交付金事業の名称
二　交付金事業の実施場所
三　交付金事業の概要
四　交付金事業に要した費用及び交付金の額

（交付金の支払）

第十二条　交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、経済産業大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2　通知福島県は、前項の規定による交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（交付金事業による収益の一部の納付）

第十三条　通知福島県は、交付金事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業（通知福島県が委託した事業を含む。）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の報告の結果、相当の収益が生じたと認められる場合においては、通知福島県に対し、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第十四条　通知福島県は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　第十一条第四項の規定は、前項の返還について準用する。

（交付決定の取消し）

第十五条　経済産業大臣は、第七条第四号の承認の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の決定の内容及びこれに付した条件の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　通知福島県が交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は法令若しくはこれに基づく経済産業大臣の処分に違反した場合
二　通知福島県が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

（財産処分の制限）

第十六条　通知福島県は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2　通知福島県は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金事業の経理）

第十七条　通知福島県は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第十八条　通知福島県は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第十二による交付金調書を作成しておかなければならない。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度予算から適用する。

2　平成二十七年度予算に係る第二条第一項の事業に係る交付金の交付限度額については、第四条の規定にかかわらず、九十二億九千万円とする。

様式第1（第5条関係）

年度福島特定原子力施設地域振興交付金交付申請書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　㊞

福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第5条第1項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙

福島特定原子力施設地域振興交付金交付事業

1．交付金事業名
2．交付金事業の事業主体
3．交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）
4．交付対象経費
5．交付を受けようとする額
6．交付金事業の開始及び完了予定日

（備考）(1)　消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

(2)　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別表

1．総括表

（単位：円）

収入		支出	
イ　自己資金		交付金事業に要する経費 （うち交付対象経費）	
ロ　起債又は借入金			
ハ　他の国庫補助金			
ニ　その他			
ホ　交付金			
合　計		合　計	

（備考）基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ　その他」に記載すること。